

## 原子力損害賠償補償契約における通知漏れに係る 文部科学省からの嚴重注意について

2024年5月31日  
北陸電力株式会社

当社は、「原子力損害の賠償に関する法律<sup>※1</sup>」に基づく損害賠償措置として、文部科学省と原子力損害賠償補償契約<sup>※2</sup>を締結しています。

原子力事業者は同契約に付帯する付属通知書<sup>※3</sup>の内容について変更・更新があった場合は同省に通知することが定められていますが、当社が民間保険会社と締結している原子力損害賠償責任保険<sup>※4</sup>を年次更新した際の通知が漏れていたことから、本日、同省より嚴重に注意する旨の文書を受領しました。

当社としましては、同省からの嚴重注意を真摯に受け止め、業務処理マニュアルの見直しや担当者教育の充実、複数人によるチェック体制の強化等、再発防止に万全を期してまいります。

### ■通知漏れした件名

- ・原子力損害賠償責任保険の2020年5月更新に伴う変更通知  
(更新後、提出が必要な保険証券の通知が漏れたもの)

以上

### ※1：原子力損害の賠償に関する法律

原子力損害が発生した場合の賠償制度を定めた法律。原子力事業者の無過失・無限責任、損害賠償措置の強制等を規定。

### ※2：原子力損害賠償補償契約

原子力損害の賠償に関する法律で原子力事業者に強制される損害賠償措置として、事業者と文部科学省が締結する契約であり、民間保険で填補しない原子力損害を填補する。

### ※3：付属通知書

補償契約の締結又は変更の際し、原子力事業者が文部科学省に通知しなければならない事項を記載した書類であり、原子炉の使用目的・基数、原子炉施設の構造・設備、原子力損害賠償責任保険に関する事項等について記載している。

### ※4：原子力損害賠償責任保険

原子力損害の賠償に関する法律で原子力事業者に強制される損害賠償措置として、事業者と民間保険会社が締結する契約であり、一般事故による原子力損害を填補する。

(参考) 原子力損害賠償制度の概要

